

議案第10号

大阪府市医療戦略会議の共同設置に関する協議について

大阪府市医療戦略会議を大阪府と共同して設置するため、次の規約案により協議する。

大阪府市医療戦略会議共同設置規約案

(設置)

第1条 大阪府及び大阪市（以下「関係府市」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定により、関係府市の医療及び保健に関する施策の在り方並びにこれらに関連する産業の振興の方向性等について検討するため、会議を共同して設置する。

(名称)

第2条 前条の会議は、大阪府市医療戦略会議（以下「医療戦略会議」という。）という。

(執務場所)

第3条 医療戦略会議の執務場所は、大阪府中央区大手前二丁目大阪府庁内とする。

(所掌事務)

第4条 医療戦略会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 関係府市の医療及び保健に関する施策の在り方並びにこれらに関連する産業の振興の方向性等についての調査審議に関すること。
- (2) その他関係府市の長が指定する事項に関すること。

(組織)

第5条 医療戦略会議は、委員8人以内で組織する。

(委員)

第6条 医療戦略会議の委員は、関係府市の長が協議により定める候補者について、大阪府知事が選任する。

2 大阪府知事は、医療戦略会議の委員を解任する場合又はその退任について承認を

与える場合においては、あらかじめ大阪市長と協議しなければならない。

(委員の任期)

第7条 医療戦略会議の委員の任期は、1年以内とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第8条 医療戦略会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、医療戦略会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 医療戦略会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 医療戦略会議の会議は、在任委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

3 医療戦略会議の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(負担金)

第10条 医療戦略会議に要する経費は、関係府市が負担し、当該負担すべき額は、関係府市の長の協議により定めるものとする。

2 大阪市は、前項の規定による負担金を大阪府に交付しなければならない。

3 前項に規定する負担金の交付の時期については、関係府市の長が協議して定める。

(予算)

第11条 医療戦略会議に関する予算は、大阪府の一般会計の歳入歳出予算に計上するものとする。

(決算報告)

第12条 大阪府知事は、医療戦略会議に関する決算を大阪府議会の認定に付したときは、当該決算を大阪市長に報告しなければならない。

(委員の身分取扱いに関する条例、規則その他の規程)

第13条 大阪府は、医療戦略会議の委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例、規則その他の規程を制定し、又は改廃する場合は、あらかじめ大阪市と協議しなければならない。

2 前項に規定する条例、規則その他の規程を、大阪府が制定し、又は改廃したときは、大阪市長は、当該条例、規則その他の規程を公表しなければならない。

(庶務)

第14条 医療戦略会議の庶務は、大阪府において行う。

(補則)

第15条 この規約に定めるもののほか、医療戦略会議の所掌事務に関し必要な事項は、関係府市の長が協議して定める。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

平成25年2月15日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

本市及び大阪府の医療及び保健に関する施策の在り方並びにこれらに関連する産業の振興の方向性等について検討するための附属機関を大阪府と共同して設置するため、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2第3項本文の規定により、この案を提出する次第である。

(参 考)

地方自治法（抄）

（協議会の設置）

第252条の2 省 略

2 省 略

3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

4 - 6 省 略

（機関等の共同設置）

第252条の7 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、共同して、第138条第1項若しくは第2項に規定する事務局若しくはその内部組織（次項及び第252条の13において「議会事務局」という。）、第138条の4第1項に規定する委員会若しくは委員、同条第3項に規定する附属機関、第156条第1項に規定する行政機関、第158条第1項に規定する内部組織、委員会若しくは委員の事務局若しくはその内部組織（次項及び第252条の13において「委員会事務局」という。）、普通地方公共団体の議会、長、委員会若しくは委員の事務を補助する職員又は第174条第1項に規定する専門委員を置くことができる。ただし、政令で定める委員会については、この限りでない。

2 省 略

3 第252条の2第2項及び第3項本文の規定は前2項の場合に、同条第4項の規定は第1項の場合にこれを準用する。